

## 〈解 説〉

# 改正化審法の概要について

Overview of the Amended Chemical Substances Control Law

赤坂 和知

## 1. はじめに

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)が平成21年5月に改正され、平成22年4月より施行された。今回の改正では、今までのハザードベース管理からリスクベース管理に移行したことが大きなポイントである。本稿では、改正化審法の概要と新規高分子化学物質の届出に関する変更点などについて主に説明する。

## 2. 改正の背景

化審法は、昭和40年代に起こったPCB(ポリ塩化ビフェニル)による環境汚染問題を契機に、環境中では容易に分解せず(難分解性)、生物の体内に蓄積しやすく(高蓄積性)、かつ、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれ(人への長期毒性)を有する化学物質を規制するため、昭和48年に世界で初めて化学物質管理を目的として制定された法律である。その後、昭和61年には蓄積性は有さないものの、難分解性および人への長期毒性を有する化学物質を規制するための改正(第二種特定化学物質の創設)、平成15年には動植物の生息・生育に支障を及ぼす恐れがある生態毒性を有する化学物質による環境汚染を防止するための改正(第三

種監視化学物質の創設)など、2回の改正が行われてきた。

一方、国際的な動向では、2002年(平成14年)にヨハネスブルグで開催されたWSSD(環境サミット)において、「2020年までにすべての化学物質による人の健康および環境への悪影響を最小化すること」という国際合意がなされ、化学物質管理に関する国際目標が設定された。この目標達成に向け、欧州では平成19年に新化学品規制(REACH)が施行され、欧州域内で流通する化学物質に関する管理が強化された。また、米国においても化学品規制法(TSCA)の見直しや高生産量(HPV)化学物質の安全性情報を収集するUSチャレンジプログラムの実施など、世界的に化学物質管理に関する取り組みが進められている。また、近年の世界の化学物質管理政策は、物質固有の有害性(ハザード)管理から、環境排出量を加味したリスク管理へ移行しており、平成21年5月に締結された化学物質管理の国際条約(ストックホルム条約)で規制の対象となった化学物質について、例外的に一部使用が認められることなど、化学物質管理の見直しも進められている。一方、日本の化審法では、法制定後の新規化学物質に関する安全性評価は進められてきたが、法制定以前からある2万を超える既存化学物質の多くについてほとんど安全性評価がされておらず、化学物質の包括的管理がなされていないのが現状であった。また、旧法では、ストックホルム条約で禁止された化学物質の例外的使用に対応した規定

2012年9月3日受付  
AKASAKA Kazutomo